

【①利用申し込みに関する質問】

Q1.市内の認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所を利用するにはどのような手続きが必要ですか。

市内の認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所等の利用申込は、保育こども園課で受け付けを行ってます。必要書類をそろえて提出してください。

※事業所内保育施設や企業主導型保育施設を利用する際も申請が必要になることがありますので、保育こども園課までお問い合わせください。

Q2.保留（不承諾）通知が届いたのですが、再度申し込みが必要ですか。

入所申し込みは、年度末まで有効であるため、希望園を変更したい場合や保育を必要とする事由（就労や求職等）に変更がある場合を除き、新たに申し込みを行う必要はなく、毎月行われる随時選考へ申し込みがなされます。

例：令和6年度入所申し込みは、令和7年3月まで有効。残念ながら令和6年中に入所保留（待機）が続いている方で、令和7年4月からの入所を希望される方は、令和6年10月の一斉申し込みにて新たに申し込みが必要です。

Q3.きょうだいで申し込む場合には、それぞれ書類の提出が必要ですか。

申請書はそれぞれ必要です。就労証明書等の添付書類はきょうだいで一部で構いません。

Q4.きょうだいで別々の保育所になることもありますか。

世帯状況等に応じた指数（点数）や希望園の状況等により、きょうだいで別々の保育所になることもあります。利用申込書には、複数のきょうだい児が同時に申し込む際に記載する入所選考希望欄を設けており、きょうだい番号1の「申込中のきょうだいと、同園の入園のみ、入園を希望します」と記入している方については、きょうだいで別々の保育所になることはありません。

Q5.きょうだい児申し込みの有無で選考に影響がありますか。

複数のきょうだい児が同時に申し込む際に記入する入所選考希望欄において、きょうだい番号1の「申込中のきょうだいと、同園の入園のみ、入園を希望します」を選択した場合に比べると、3の「申込中のきょうだいで、個々の希望順位を優先で入園を希望します」を選択した方が入所できる可能性が高くなります。

Q6.小規模保育所を希望園として申請する予定なのですが、3歳クラスからはどうなるのでしょうか。

小規模保育所にはそれぞれ卒園児受入の連携施設を設定しています。連携施設については、保育施設等 入所案内（パンフレット）で確認できます（各小規模保育所の一番右「卒園児受入の連携施設」欄に記載されています）。保育施設等 入所案内（パンフレット）がお手元にない場合、保育こども園課へお問い合わせいただくか、HPをご覧ください。

Q7.利用を希望する期間の終了日は卒園する日を記入するのですか。

申請書は、年度ごとに申請します。終了日は、申請年度の末日（3月31日）となります。

Q8.住んでいる地域によって、申し込める保育所に制限はありますか？

制限はありません。市内すべての保育所に申し込みできます。

Q9.出産を予定しています。保育所の利用申し込みはいつから可能ですか。

出生届を提出した後から申し込みは可能です。しかし、保育所入所の対象となるのは満3か月経過後となります。

例（4/2生まれの場合）：8/1入所開始の利用申込を出生届提出後からお申込みいただけます。

Q10.6月から保育所に入所させたい場合、いつまでに申し込みが必要ですか。

入所希望月の前月10日（土日祝の場合は翌開庁日）までに申し込みが必要です。10日以後の申し込みは翌々月から入所選考の対象となります。

Q11.郵送による申込はできますか。

原則として離島・県外からの申込を除き、郵送での受付は行っておりません。離島・県外からの申込による受付期間内、期間外の判断は消印にて行います。

Q12.希望範囲外の保育所に決定する場合がありますか？

ありません。保護者が希望している保育所での選考になります。

Q13.保育時間について、月当たり64時間以上120時間未満の勤務のため短時間保育だと思うのですが、退勤（出勤）が遅い（早い）ため保育所の送迎が間に合いません。どうすればいいですか。

登園日の半分以上送迎が間に合わないと判断できる場合等、標準時間保育へ認定変更できる場合があるため窓口で申請してください。標準時間保育でも間に合わない場合は延長保育の契約について通所している保育所へお問い合わせください。※認定変更の適用開始日は申請日の翌月1日からとなります。

Q14.希望する教育施設や保育施設に必ず入れますか。

申込者の世帯状況等に応じた指数（点数）や希望園の空き枠等の状況により希望に沿えない場合があります。

Q15.申込後、結果はいつ分かりますか。

新年度の4月利用からの申し込みをした方については、2月初旬に封書で決定通知（内定もしくは保留）をお送りします。なお、5月以降の利用については、利用希望の前月20日前後に内定者へのみ電話連絡を行っています。

Q16.希望園や勤務時間の変更を申請したい場合はどうすればいいですか。

（4月入所申込み）受付期間のみ受付会場にて再申し込みいただくことにより変更できます。受付期間を過ぎると希望園の変更はできないので十分ご注意ください。

（5月以降入所申込み）希望園の変更のみであれば、窓口へ来所しなくとも受付ができる場合がありますので、保育こども園課までお問合せください。